

香港政府が、改訂法人所得稅申告書において、移転価格税制への遵守に関する申告を義務化

要旨

2018年7月13日に内国歳入法(改正法案)(第6号)2018(以下、「改正法案第6号」)が制定され、内国歳入法(Cap. 112)¹に移転価格に関する原則及び移転価格文書化義務が導入されました。これにより、香港の移転価格税制は、重要な節目を迎えました。

2019年1月23日に香港内国歳入庁(以下、「IRD」)は、法人所得稅申告書であるBIR51の改訂版と新たな附属別表(Supplementary Form S1–S10)を公表しました。これにより香港の納税者には、2018/19査定年度から、BIR51およびSupplementary Form S2 – Transfer Pricing(以下、「附属別表S2」)において、一定の関連者に関する情報の開示が求められるとともに、移転価格文書作成義務の有無を申告する義務が生じます。

BIR51 の改訂

BIR51に係る改訂の一環として、納税者の移転価格の取決めについての開示義務が強化されます。具体的には、下記の情報に関する開示が求められます。

- 香港標準産業分類コード²を明記する(IRDは、この情報を基に納税者と同業他社の売上高・損金算入額・利益水準等を比較する可能性があります)
- 次の事項を申告する(チェックボックス項目)
 - 対象年度における香港非居住関連者との取引の有無
 - 対象年度における事前確認制度(以下、「APA」)の取得状況
 - 対象年度において、香港またはその他の国・地域で国別報告書(以下、「CbCR」)の提出義務を負う多国籍企業グループに所属しているかどうか

納税者が上記の3つの条件のいずれかに該当する旨を申告した場合、附属別表S2をIRDに提出する義務が生じます。

¹ 2018年7月9日に発行された弊事務所のタックスアラート「香港政府が、BEPS 対策税制および移転価格税制の法案を可決」をご参考ください。

² 香港政府国勢調査統計局による発表

附属別表 S2

納稅者は、附属別表 S2 において、以下の項目について申告を行う必要があります。

- 納稅者と関連者間取引を行っている非居住関連者の居住地
- マスターファイルとローカルファイルの作成義務の有無
- APA に関する情報: APA 参照番号、納稅者の BIR51 が APA に基づいて作成されているか否か、APA に係る関連者間取引に重大な変更があるか否か、当該 APA に係る取引総額
- CbCR に関する情報: 納稅者もしくは別の香港関連会社が CbCR に係る通知を IRD に対して行ったか否か、CbCR に係る最終親会社 (UPE)・代理親会社 (SPE) に関する情報

当該附属別表の記載例は近日中に、また電子版の申告書用紙及び附属別表等は 2019 年 4 月 1 日から、それぞれ IRD のホームページ上で入手可能となる予定です。

納稅者への影響

法人所得稅申告書の改訂とそれによる開示項目の増加は、香港の納稅者の移転価格税制へのコンプライアンス戦略を受動的なものから能動的なものへと変化させるでしょう。

例えば、改正法案第 6 号が定める要件に従い、納稅者は、マスターファイル、ローカルファイル及び CbCR の作成/提出義務を法人所得稅申告書で毎年確認する必要があります。マスターファイル及びローカルファイルを法人所得稅申告書の提出期日までに作成する必要はありませんが、納稅者がそれぞれの文書に係る作成義務を負う旨を附属別表 S2 上で申告した場合、IRD はこれらの移転価格文書が法定作成期限内(香港法人の事業年度末から 9 カ月以内)に整備されると推測するでしょう。ただし、IRD が重大な税務/移転価格リスクがあると判断して関連文書の即時提出を要求する場合を除き、これらの移転価格文書の提出にあたっては合理的な提出猶予期間が与えられるものと考えられます。

また、附属別表 S2 では CbCR に係る UPE 及び SPE の情報開示を求めていますが、納稅者は当該申告書を提出しただけでは CbCR の通知義務(グループ事業年度末から 3 カ月以内)を果たしたものとはみなされません。IRD は、この附属別表により、罰則につながる CbCR の通知義務・提出義務違反を検出できるようになります。

移転価格に関する附属別表 S2 の導入は、BIR51 の改訂における最も重要な変更点の一つです。これらの新たな開示項目の導入は、移転価格税制が IRD の重要な注力分野となり、納稅者の移転価格プラクティスがより厳格な調査の対象となることを示しています。

移転価格の開示項目の増加により、移転価格の取決めに対する税務調査リスクは高まっているといえます。したがって、香港の納稅者は、移転価格税制に係る法令上の義務と関連法定期限、並びに潜在的な税務係争への対応策を事前に検討することが重要です。

EY Contacts – Transfer Pricing Services Hong Kong member firm office

Transfer Pricing Services
Ernst & Young Tax Services Limited

Martin Richter
Partner
+852 2629 3938
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei
Partner
+852 2629 3941
kenny.wei@hk.ey.com

Sangeeth Aiyappa
Director
+852 2629 3989
sangeeth.aiyappa@hk.ey.com

Justin Kyte
Partner, Financial Services
+852 2629 3880
justin.kyte@hk.ey.com

Shyamala Vyravipillai
Executive Director, Financial Services
+852 2849 9398
shyamala.vyravipillai@hk.ey.com

Jack Fernandes
Director, Financial Services
+852 2629 3990
jack.fernandes@hk.ey.com

Ka Lok Chu
Director, Financial Services
+852 2629 3044
kalok.chu@hk.ey.com

EY Asia-Pacific Transfer Pricing
Leader, Ernst & Young Solutions
LLP

Luis Coronado
Partner
+65 6309 8826
luis.coronado@sg.ey.com

EY Greater China Transfer Pricing
Leader, Ernst & Young (China)
Advisory Limited

Travis Qiu
Partner
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organisation, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organisation, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Ltd.
All Rights Reserved.

APAC no. 03007389
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com